

社会保険事業状況（平成17年10月現在）

I. 医療保険

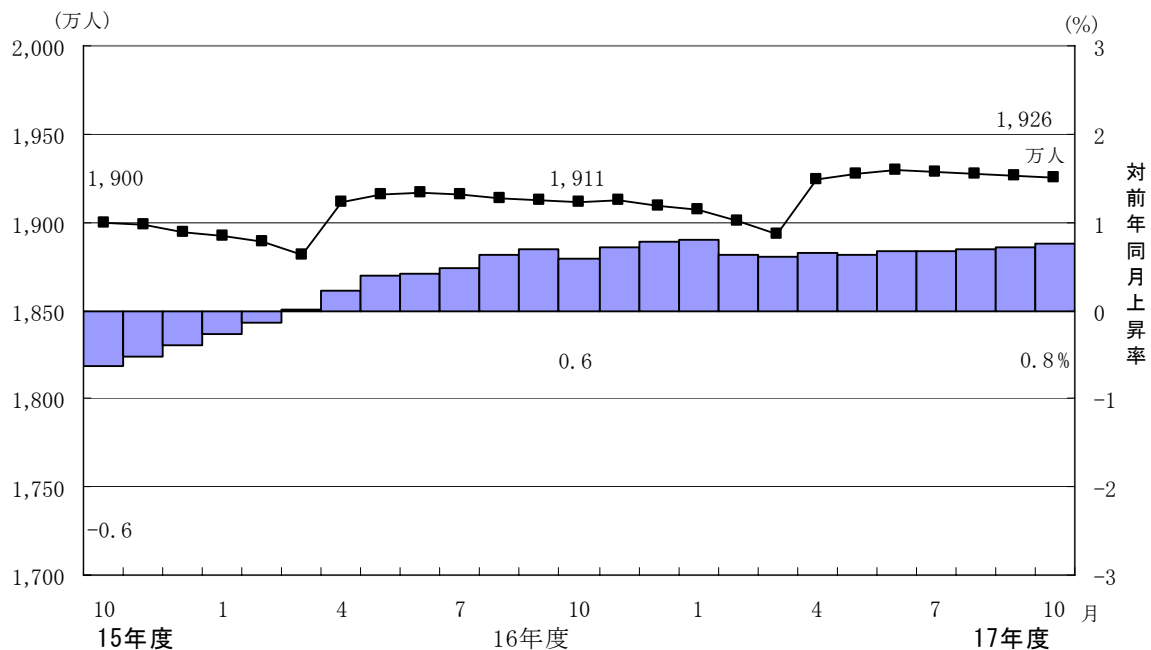
1. 総括

(1) 適用状況

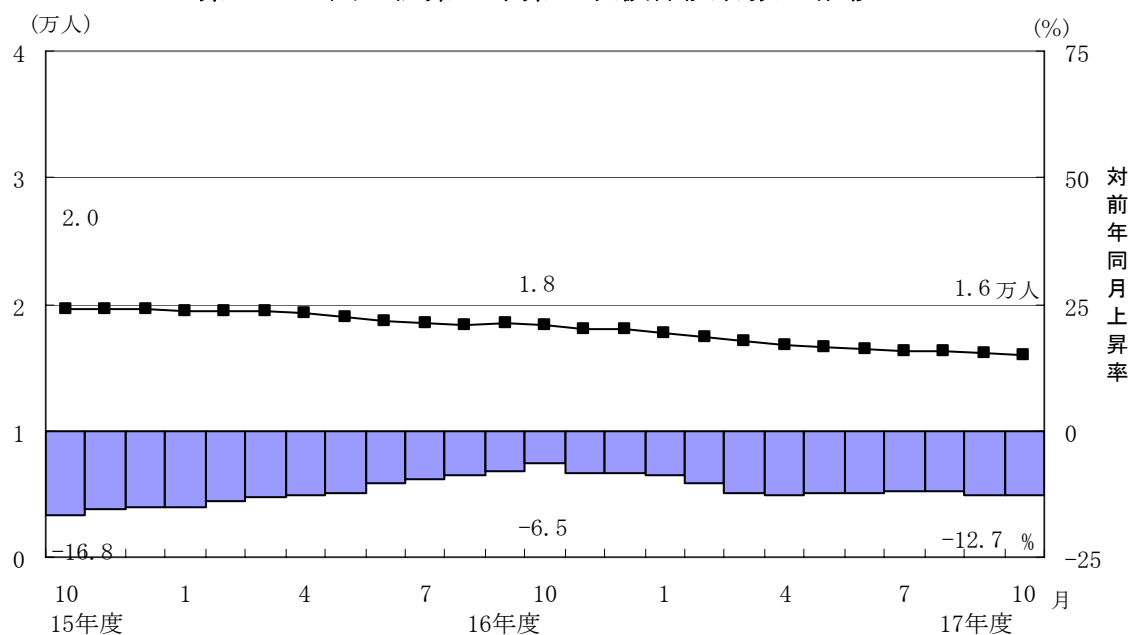
平成17年10月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,925万7千人、法第3条第2項被保険者1万6千人、船員保険6万7千人である。前年同月と比べてみると政管健保は14万5千人（対前年同月比0.8%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.7%減）、船員保険は1千人（同1.1%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,465万5千人（16年3月）、国民健康保険5,123万6千人（16年3月）、共済組合443万3千人（16年3月）となっている。

また、平成17年10月末現在の政管健保適用の事業所数は150万9千（対前年同月比1.0%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.4%減）、17年9月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同10.0%減）となっている。

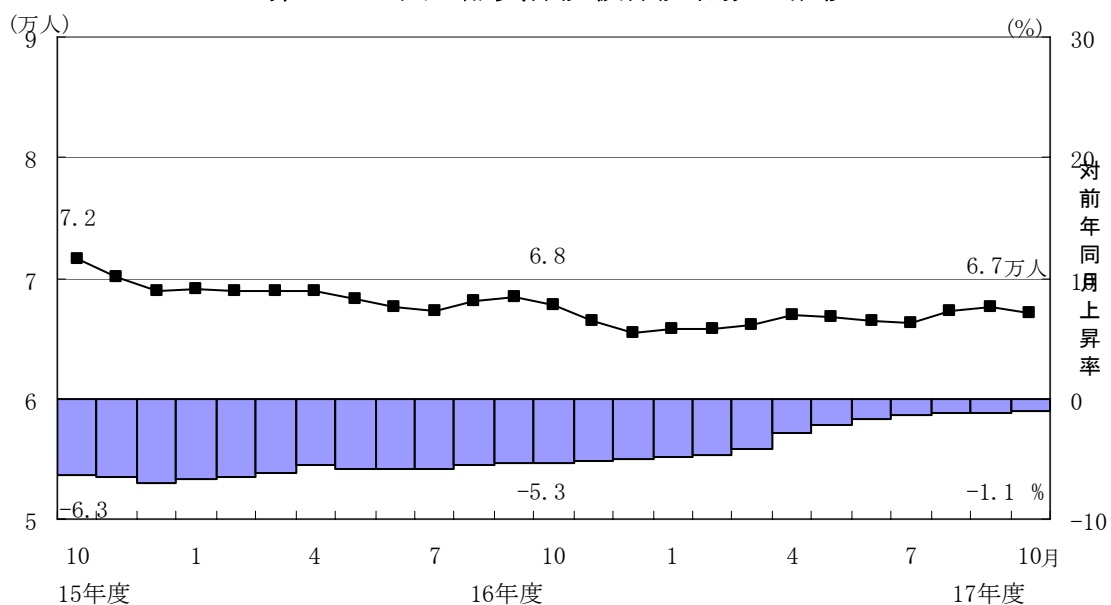
第I-1図 政管一般被保険者数の推移



第 I - 2 図 法第 3 条第 2 項被保険者数の推移



第 I - 3 図 船員保険被保険者数の推移



平成17年10月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万4,812円(対前年同月比0.0%増)であり、平成10年10月から減少が続いていたが、平成17年7月より増加に転じている。船員保険38万6,852円(同0.5%増)である。また、法第3条第2項被保険者の17年9月末の賃金日額の平均は1万2,801円(同1.0%減)である。

平成17年10月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保3万2千か所、法第3条2項被保険者3か所、船員保険の船舶所有者数29か所となっている。被保険者数は、政管

健保43万6千人、法第3条2項被保険者164人、船員保険434人となっており、標準賞与額の平均は、政管健保17万4千円、法第3条第2項被保険者1万円、船員保険35万2千円となっている。

各医療保険に加入している平成17年10月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,279万1千人(対前年同月比0.9%増)、法第3条第2項被保険者1万4千人(同13.2%減)、船員保険7万7千人(同1.7%減)である。

平成17年10月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万6,605円(対前年同月比0.2%減)、船員保険41万3,270円(同0.3%増)である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の17年9月末の賃金日額の平均は1万2,841円(同2.3%減)である。

(2) 給付状況

平成17年10月の保険給付費は、政管健保3,342億7千万円(対前年同月比4.2%増)、法第3条第2項被保険者分2億7千万円(同9.2%減)、船員保険20億6千万円(同1.7%減)である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円(同3.2%増)、法第3条第2項被保険者1万7千円(同3.6%増)、船員保険3万1千円(同0.7%減)である。

(3) 診療費の状況

平成17年10月の診療費(患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。)は、政管健保3,320億8千万円(対前年同月比3.2%増)、法第3条第2項被保険者分2億6千万円(同3.8%減)、船員保険17億8千万円(同2.1%減)である(第I-1表参照)。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成17年10月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	億円			
政管健保	20,268	39,543	3,321	3.4	1.8	3.2
法第3条第2項	13	30	3	△ 5.6	△ 7.6	△ 3.8
組合健保	16,695	31,091	2,469	4.0	2.5	3.2
船員保険	92	196	18	1.4	△ 0.6	△ 2.1
共済組合	5,458	10,113	807	2.8	1.4	2.5
小 計	42,526	80,973	6,618	3.5	2.0	3.1
国 保	29,627	68,789	6,647	7.1	5.5	6.9
老人保健	21,933	68,635	7,873	△ 2.1	△ 2.2	0.2
合 計	94,086	218,397	21,138	3.2	1.7	3.2

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成17年10月末現在の被保険者数1,925万7千人のうち、男子の被保険者数は1,204万6千人（対前年同月比0.7%増）、女子は721万1千人（同0.8%増）である。また、任意適用被保険者数は50万5千人（同1.2%減）で全体の2.6%であり、任意継続被保険者数は45万4千人（同7.3%減）で、全体の2.4%である。

平成17年10月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万5,289円（対前年同月比0.0%減）、女子が21万7,196円（同0.3%増）で、女子は男子の66.8%となっている。

平成17年10月末現在の被扶養者数は1,652万2千人で、扶養率は0.858となっている。

(2) 給付状況

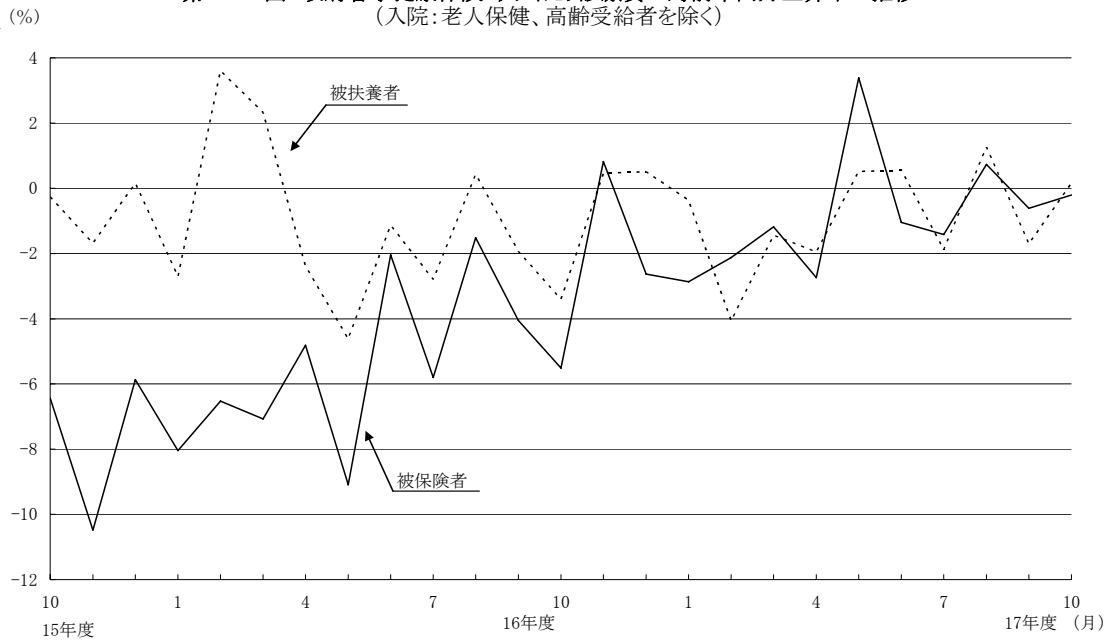
平成17年10月の保険給付費は、3,342億7千万円（対前年同月比4.2%増）となっており、うち、医療給付費は3,066億2千万円（同4.5%増）で保険給付費の91.7%を占めている。また、傷病手当金は115億2千万円で保険給付費の3.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

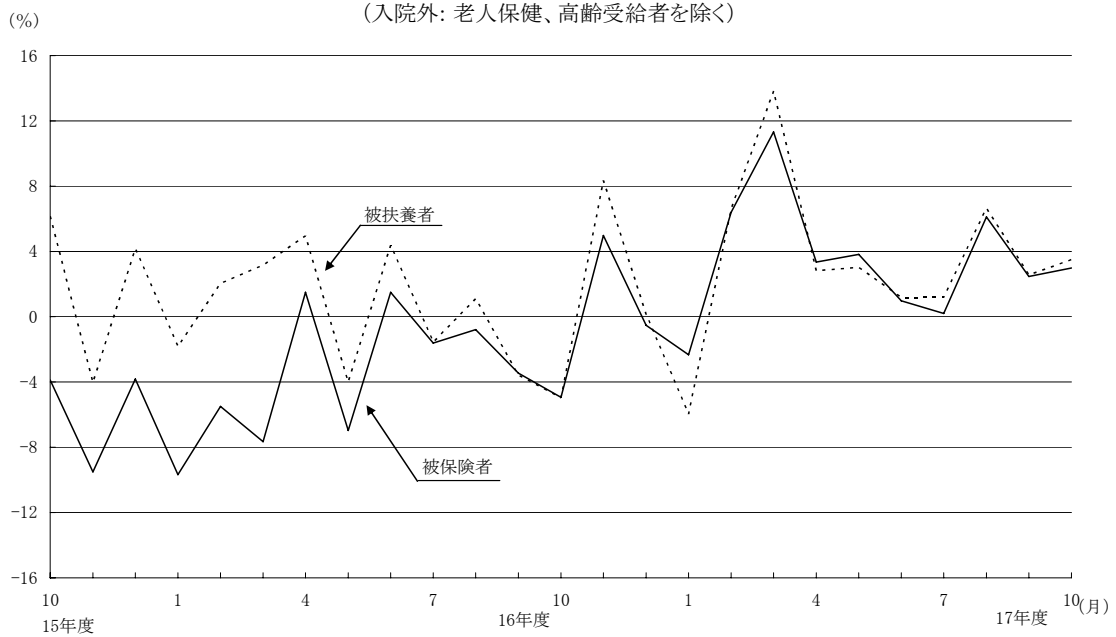
平成17年10月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,318円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,579円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,054円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が551.99、被扶養者が621.32、高齢受給者が1,413.26であり、1件当たり日数は、被保険者が1.92日、被扶養者が1.96日、高齢受給者が2.42日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,805円、被扶養者が7,862円、高齢受給者が9,675円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第 I - 4 図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院: 老人保健、高齢受給者を除く)



第 I - 5 図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成17年10月末現在の被保険者数1万6千人のうち男子は1万2千人（対前年同月比11.6%減）、女子は4千人（同15.8%減）である。

平成17年10月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.630となっている。

(2) 給付状況

平成17年10月の保険給付費は、2億7千万円（対前年同月比9.2%減）となっており、うち、医療給付費は2億4千万円（同6.8%減）で保険給付費の89.9%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の8.7%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年10月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,790円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,791円、高齢受給者の1人当たり診療費は16,824円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が510.12、被扶養者が457.37、高齢受給者が806.50であり、1件当たり日数は、被保険者が2.37日、被扶養者が2.41日、高齢受給者が2.82日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,936円、被扶養者が8,888円、高齢受給者が7,410円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成17年10月末現在の被保険者数6万7千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比2.0%増）、漁船（い）が1千人（同2.4%増）、漁船（ろ）が2万2千人（同4.8%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同12.5%減）である。

平成17年10月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万1,145円（対前年同月比1.6%減）、漁船（い）が37万8,125円（同2.9%増）、漁船（ろ）が35万1,375円（同4.3%増）である。平成17年10月末現在の被扶養者数は10万7千人で、扶養率は1.589である。

(2) 給付状況

平成17年10月の保険給付費は、20億6千万円（対前年同月比1.7%減）となっており、うち、医療給付費は17億3千万円（同1.2%減）で、保険給付費の83.7%を占めている。また、傷病手当金は2億5千万円で、保険給付費の12.3%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年10月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,770円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,908円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,220円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が486.94、被扶養者が603.31、高齢受給者が1,281.48であり、1件当たり日数は、被保険者が2.25日、被扶養者が2.05日、高齢受給者が2.64日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,735円、被扶養者が8,017円、高齢受給者が9,826円である。